

法相規則集

平成22年2月

名古屋大学学生法律相談所総務局

- 名古屋大学学生法律相談所定款
- 名古屋大学学生法律相談所内規
- 所費の徴収及び財源に関する規則
- 一般会計規則
- 耐久消費財における分割負担に関する規則

(注意)

- ・定款及び内規は条文に項番号を追加しています。
- ・条文に下線のある箇所は、近時改正を行ったところです。

○名古屋大学学生法律相談所定款

〔平成二十一年五月二十三日改正〕

- 第一条** 本所は、名古屋大学学生法律相談所と称する。
- 第二条** 本所は、法律相談に応ずることによって、所員の法学の素養を高めることを目的とする。
- 第三条** 本所は、左に掲げる活動を行なう。
一 無料法律相談
二 その他第二条の目的を達する為に必要な活動
- 第四条** 本所は、名古屋大学法学部に置く。
- 第五条** 本所は、名古屋大学法学部の大学院生、研究生、一年生を除く学部学生、学部研究生の有志をもって構成する。
- ②前項に該当しない者でも、総会の承認をもって所員になることができる。
- ③本所には、顧問を置き、顧問は、法学部教官の中から、これを委嘱する。
- ④本所には、相談役を置き、相談役は、法学部教官または実務家の中から、これを委嘱する。
- 第六条** 名古屋大学在学中の法学部一年生は、準所員となることができる。
- ②前項に該当しない者でも、総会の承認をもって準所員になることができる。
- ③準所員は、補助者として、法律相談活動に参加する

- ことができる。
- 第七条** 本所には、総会、委員会、所長、副所長を置く。
- 第八条** 定時総会は、前期及び後期に一回ずつ開催し、臨時総会は、委員会の決定又は全所員の四分の一以上の要求により、所長がこれを招集する。
- ②総会は、定款変更、所員の懲罰に関する事項、その他本所の活動に関する基本事項を審議し議決する権限を有する。
- 第八条の二** 前期に行う定時総会は十一月中に開催し、後期に行う定時総会は五月中に開催することとする。
- 第八条の三** 本所の年度は、六月一日から翌年五月三十一日までとする。
- ②本所の前期は、六月一日から十一月三十日までとする。
- ③本所の後期は、十二月一日から翌年五月三十一日までとする。
- 第九条** 総会は、全所員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- ②総会の議事は、出席所員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第十条** 本定款の改正は、全所員の三分の二以上の賛成によって行う。
- 第十一条** 所員の懲罰の関する議案は、総会の専権に属し、決議は、前条に定める要件に従って、これを行

- う。
- ② 議案の審議にあたっては、懲罰を受くべき所員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第十二条** 委員会は、所長、副所長及び内規に定める各局の長をもって構成する。
- ② 委員長は所長が兼任する。
- ③ 委員の任期はこれを六ヶ月とする。
- 第十三条** 委員会は、左に掲げる事項に関する決定を行う。
- 一 所員の資格の取得に関する事項
 - 二 総会の招集
 - 三 企画
 - 四 その他日常活動を行なうに必要な事項
- 但し一号に関する決定は、事後に総会の承認を経ることを要する。
- 第十四条** 所長及び副所長は、所員たる学部学生の中から、総会の指名により、これを選任する。
- ② 所長及び副所長の任期は、第八条の三の前期後期の区分にしたがう。
- 第十五条** 本所の経費は、所員及び準所員の納める所費、またはその他の収入で、これを賄う。
- 第十六条** 本定款の定める事項に関する詳細は、内規の定めるところによる。

○名古屋大学学生法律相談所内規

〔平成二十一年十一月二十八日改正〕

第一章 総会

第一条 総会は、その開会日時を委員会が決定し、少なくとも四日前にこれを公示しなければならない。

第二条 総会における議長は、当該総会についてのみ、所員の中から、これを選任する。

②前項の選任議決は、定款第九条の定めによる。

第三条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

②議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記録し、所長がこれに署名することを要する。

第四条 定時総会においては、左に掲げる議事を行う。

一 所長及び副所長の選任

二 各局長の承認

三 委員会の事務執行に関する報告

四 削除

五 各局の活動に関する報告

第二章 委員会

第五条 委員会は、所長、副所長及び各局長をもってこれを構成する。

第六条 定例委員会は、定時総会の会日の一週間前までに、これをなすべきものとする。

②臨時委員会は、委員の過半数の要求又は委員長が決するところにより、委員長がこれを招集する。

第七条 委員会開催の通知は、少なくとも期日の一週間前に、これをなすべきものとする。但し、出席得べき委員全員の同意のあるときはこの限りでない。

第八条 委員会は、委員の過半数がなければ議事を開き議決することができない。

②委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。

第九条 第三条の規定は、委員会にこれを準用する。

第三章 所長及び副所長

第十条 所長の選任方法は、所員による無記名投票とする。但し、最多得票者の得票数が、総所員の過半数に満たないときは、上位二名について再投票を行うものとする。

②所長の再任はこれを妨げない。

第十条の二 副所長の選任方法は、所員の無記名投票とし、単純多数でこれを決する。

②副所長の定員は、三名とする。但し、前期の副所長は、二名を三年生の中から、一名を四年生の中から選出し、後期の副所長は少なくとも一名を二年生の中から選出し、後期の副所長は少なくとも一名を二年生の中から選出しなければならない。

③副所長の再任はこれを妨げない。

第十一条 所長に事故あるとき、又は所長が欠けたときは、副所長がその職務を代行する。

第四章 組織

第十二条 本所は、委員会の下に、日常の事務処理を行う為、左に掲げる機関を置く。

一 総務局

二 書籍・資料局

三 財務局

四 外務局

五 離軽舞人編集局

六 渉外局

七 広報局

②各局の長は、各局独立してこれを指名し、総会において承認を受けることを要する。

第十三条 総務局は、左に掲げる事務を行う。

一 日常の活動企画

二 準所員対策

三 議事録の作成・保管

四 必要書類作成

五 全各号に掲げるものの外、本所の日常に関する総合的事務

第十三条の二 書籍・資料局は、図書備品の購入・管理及び、資料・所記録の整理保管に関する事務を行う。

第十三条の三 事案カードの管理は、書籍・資料局が行う。事案カードは十年分を保存し、残りは処分するものとする。

第十四条 財務局は、所費の徴収、財源の管理及び一

般会計に関する事務を行う。

第十五条 外務局は、合宿その他の所内交流活動に関する事務を行う。

②前項の目的を達成するため、外務費の徴収、外務経費の支出、その他外務会計に関する事務は、外務局が行う。

第十五条の二 離軽舞人編集局は、機関紙の作成を行う。

第十五条の三 渉外局は、より充実した相談活動を行うため、外部組織との交流及び情報交換に関する渉外活動に関する事務を行う。

②前項により得られた情報は、書面等で報告しなければならない。

第十五条の四 広報局は、広報活動及びホームページの管理その他本所のPR活動に関する事務を行う。

第十五条の五 各局間での活動上調整が必要な場合には、協議の上これを行う。

第十五条の六 局長は、その在職中(複数の任期にわたる場合を含む。)に、所掌する事務を行うために、定款等(総会で議決された事項をいう。)の範囲内で、必要な方針を定めることができる。ただし、所員への周知及び所長の承認を経なければならない。

第五章 活動

第十六条 本所は、左に掲げる法律相談を行う。

一 不法行為・借地借家・行政問題

- 二 取引問題
- 三 親族・相続問題
- 第十七条** 相談事項が前条に該当する場合においてもそれが左にあたる場合は、これに応じてはならない。
 - 一 訴訟係属中、又は既に弁護士に依頼中の事件
 - 二 特に緊急を要する事件
 - 三 労働組合、労働争議、国際人道、刑事又は税金に関する事件
- 第十八条** 左に掲げる行為は、一切これを行ってはならない。
 - 一 紛争解決の為の調停斡旋
 - 二 事実認定のための現場視察
 - 三 特定弁護士の紹介
- 第十九条** 削除
- 第十九条の二** 削除
- 第二十条** 相談活動は、毎週土曜日午後一時より三時まで行うものとする。但し、祝祭日その他、本学創立記念日、年末年始は、原則として行わない。
- 第二十一条** 相談活動は、すべて直接面談の上で、これを行う。
 - ② 文書による回答は、行ってはならない。
- 第二十一条の二** 回答に関する補正は、原則として直接面談の上でこれを行う。但し、その補正の内容、来所人の住所、その他の事情を考慮して、電話でこれを行うことができる。

- ② 文書による補正は、行ってはならない。
- 第二十二条** 相談にあたっては、自己の氏名を告げてはならない。
- 第二十三条** 相談は、所員全員で、所員二名以上をもつて、これにあたる。
- ② 相談には補助者を置くことができる。
- ③ 補助者には準所員をあてる。
- 第二十四条** 相談員は、検討会において、相談内容及び回答を報告する。
- 第二十五条** 検討会は所長を中心にして、これを行う。
- 第二十六条** 検討会を経た回答及び補正は、所長の検認を経て成立する。
- 第二十七条** 所員及び準所員は、相談事項に関する秘密を厳守しなければならない。
- ② 相談活動中の所員及び準所員以外の入室は、これを許可してはならない。
- 第二十八条** 所員及び準所員は、相談に関して、報酬及び謝礼その他一切の名目の金品は、これを受領してはならない。
- 第二十九条** 準所員は、検討会に参加することができる。
- 第三十条** 削除
- 第六章** 資格の得喪
- 第三十一条** 所員及び準所員の資格の取得については、委員会がこれを決定する。

② 委員会は、希望者の人格その他を審査して、慎重にこれを決定することを要する。

第三十二条 所員の意思による脱退については、委員会の確認を必要とする。

第七章 財政

第三十三条 所費及び財源は、所費の徴収及び財源に関する規則の定めるところとする。

第三十三条の二 一般会計は、一般会計規則の定めるところとする。

第三十四条 財務局長は、前期に行う定時総会において、一般会計規則に定める予算年度について、一般会計収支を報告し、その承認を得なければならない。

第三十四条の二 外務局長は、前期に行う定時総会において、前年度の後期及び当年度の前期について、外務会計収支を報告しなければならない。

第三十五条 財務局長は、定時総会の前後一週間、前二条にかかる報告を公示しなければならない。

第八章 懲罰

第三十六条 所員に左に掲げる事由あるときは、総会は、その決定により、除名又は所員としての活動停止、若しくは総会における陳謝の処分を行うことができる。但し、所員としての活動を停止する期間は、一カ月を超えてはならない。

一 第十七条、第十八条、第二十一条、第二十一条の二、第二十二條、第二十七條、第二十八條に違反した

場合

二 正当な事由なく、所員としての活動を怠った場合
三 正当な事由なく、所費の納入を怠った場合

第三十七条 所員の懲罰に関する申立は、全て委員会を通じて行うべきものとする。

第三十八条 前二条の規定は、準所員にこれを準用する。

第九章 改正

第三十九条 この内規の改正は、委員会又は総所員の四分の一の発議により、総会においてこれを決する。

② 前項の決議は、定款第九条の例による。

第十章 雑則

第四十条 名古屋大学学生法律相談所の運営は定款およびこの内規その他の規則等による。

○所費の徴収及び財源に関する規則

[平成21年11月28日施行]

第1条（目的） 本規則は、内規第33条に基づき所費の徴収につき明確な規範を定立すると共に、各世代間における平等な負担を志向するものである。

第2条（定義）

①基準会計年度 本規則にいう基準会計年度とは、当該所費を徴収する年度をいう。

②リーガル収入 本規則にいうリーガル収入とは、リーガルの発行に際し基準会計年度の前年度に寄せられた寄付金の総額をいう。この金額確定の期日は、10月31日とする。

③リーガル支出 本規則にいうリーガル支出とは、基準会計年度の前年度にリーガルの発行・発送等にかかった金額をいう。

④年間支出 本規則にいう年間支出とは、一般会計規則にいう予算に基づいた支出の総額からリーガル支出を除いたすべての支出をいう。

⑤所員 本規則にいう所員とは、所費の支払い義務を負うすべての構成員をいう。

⑥基準定数 本規則にいう基準定数とは、総会の決議により定められた自然数をいう。

⑦所費定額分 本規則にいう所費定額分とは、総会の決議により定められた金額をいう。

⑧所費 本規則にいう所費とは、所員が各自負担する一人当たりの金額をいう。

⑨財源 本規則にいう財源とは、一般会計及び個々の構成員に帰属する財産にあたらぬ名古屋大学学生法律相談所の有する金銭、預金及びその他の資産をいう。

⑩所費総額 本規則にいう所費総額とは、第8項にいう所費に第5項にいう所員の人数を乗じたものをいう。

第1章 所費の徴収

第3条（所費の金額） 所費の金額は、本規則第4条の計算方法によって算出された額とする。

第4条（計算方法） リーガル収入からリーガル支出を差し引き損失が生じる場合、その年度においては年間支出にその損失を合わせた金額を基準定数で除した額をその基準会計年度の所費とみなす。

②リーガル収入からリーガル支出を差し引き収益が生じる場合であって、その収益からその基準会計年度の年間支出を差し引いてもなお収益が残

存する場合、その年度の所費は所費定額分とみなす。

③リーガル収入からリーガル支出を差し引き収益が生じる場合であって、その収益からその基準会計年度の年間支出を差し引くと損失が生ずる場合であっても、その金額を基準定数で除した金額が所費定額分に満たない場合、その基準会計年度の所費は所費定額分とみなす。

④リーガル収入からリーガル支出を差し引き収益が生じる場合であって、その収益からその基準会計年度の年間支出を差し引くと損失が生じかつその金額を基準定数で除した金額が所費定額分を超える場合には、その金額をその基準会計年度の所費とみなす。

第5条（基準定数の改定） その年度の所員数が基準定数に比し5割のかい離があった場合には、基準定数の改定を行うものとし、かい離幅が5割以内になるようにしなければならない。

②前項に当たらない場合であっても、その年度の状況が明らかに不合理でありかつその改定の必要性、緊急性が認められるに足る特段の事情がある場合には、総会においてその4分の3以上の所員の賛成をもって、適正な値に改定をすることができる。

③前項による改定は、濫用してはならない。

第2章 財源

第6条（財源の運用） 会計規則にいう予算は、本規則にいう財源より支出するものとする。

②第4条第1項または第4項に該当するとき、実際の支出から所費総額を差し引いた金額は本規則にいう財源より支出するものとする。

③第4条第2項に該当するとき、所費総額を本規則にいう財源の収入として算入するものとする。

④第4条第3項に該当するとき、所費総額から実際の支出を差し引いた金額は本規則にいう財源の収入として算入する。

第7条（改正） 本規則の改正は、内規に定める委員会、財務局長又は総所員の4分の1の発議により、総会においてこれを決する。

○一般会計規則

[平成21年11月28日施行]

第1条（目的） 本規則は、内規第33条の2に基づき、一般会計の運用について予算制による各局の機動性の確保と公正かつ適正な財政運用を行うことを目的とする。

第2条（定義）

- ①会計年度 会計年度とは、11月1日から翌年10月31日をいう。
- ②予算案 予算案とは、各局長が自己の局において必要となる翌会計年度の経費の金額及び用途（予定のものも含む）を明示したもので、予算委員会において認証決議を受けるべきものをいう。
- ③予算 予算とは、一会計年度における各局の必要経費のうち、第4条第2項の認証決議（同条第3項により否決されたものを除く）を経たものを行い、その財源は所費の徴収及び財源に関する規則第6条第1項によるものとする。

第3条（概算要求） 各局長は第4条の予算委員会に予算案を提出するためには、その内容につき財務局長の認可を受けなければならない。

- ②前項の認可に係る基準は、内規第15条の6に基づく方針で定めるものとする。
- ③各局長は第1項による認可が得られない場合であっても、所長及び副所長全員による認可があった場合には、前項にいう認可に代えることができる。

第4条（予算委員会） 予算委員会は、財務局長が主宰する。

- ②予算委員会は、所長、副所長および各局長により構成するものとし、全員の出席がなければ開催することができない。ただし、構成員に出席できない特別の事情があるときは、事前に認証に係る意思表示を書面により財務局長に対してすることにより、出席に代えることができる。
- ③予算委員会は、各局の提出した予算案につき前項に掲げた構成員による認証決議を行う。
- ④認証が構成員の3分の2に満たない場合、その予算案は否決されたものとみなす。
- ⑤予算委員会は、10月31日までに財務局長の招集により開催されなければならない。ただし、財務局長が招集をしない場合には、所長が代行することができる。
- ⑥予算委員会が開催されなかった場合、次会計年度の予算は当該年度の予算と同額とみなす。

第5条（否決予算） 予算案が前条第3項により否決された場合、当該予

算案を提出した局長は遅滞なく補正を行い、再度提出することができる。ただし、第3条に定める認可は要しないものとする。

②前項の補正を行ったのにもかかわらず、再度前条第3項により否決された場合、当該予算案の対象とする局の予算は前年度の例によるものとする。

第6条（運用） 第4条第2項の決議により成立した予算は、公正かつ適正に運用されなければならない。

②各局長は予算の使途およびその金額を明確にし、それを証明する資料とともに帳簿に記載せねばならない。ただし、資料の存しないものであっても、その存在につき疎明がなされれば、その記載に影響を及ぼすものではない。

③各予算は、各局長の自己の責任による管理によるものとする。

第7条（予算の補正要求） 予算案作成時の予想に反し、過大な支出が発生し、予算の増額が必要になった場合には、各局長は財務局長にその旨の報告をした上で、臨時予算委員会の開催を求めることができる。

②前項の請求があった場合には、財務局長は、補正要求を求める予算委員会（以下、臨時予算委員会という）を請求の日から1週間以内に開催しなければならない。

③臨時予算委員会について、第4条第1項から第3項までを準用するものとし、準用にあたって第5条の適用はないものとする。

④臨時予算委員会において否決された場合であっても、再度の補正要求を行うことは妨げられない。ただし、その要求を濫用してはならない。

⑤前項にいう濫用の判断は、所長、副所長及び財務局長により行われ、その協議により濫用と判断された場合には、当該局長は当該会計年度において本条にいう補正要求を行うことができない。

⑥所長及び財務局長は、予算の必要性及び緊急性が認められる特段の事情がある場合には、各局長に代わり補正要求をすることができる。

第8条（会計報告） 会計年度満了後、各局の局長は当該年度の予算の支出概要を記した帳簿を財務局長に提出しなければならない。

②財務局長は前項にいう帳簿を監査し、必要に応じて各局長に意見を聴取することができる。

③財務局長は、監査を行い、前項にいう聴取を行ったのにもかかわらず、その内容に疑義があった場合には、第9条にいう監査委員会の開催を申し立てなければならない。

④財務局長は、監査の結果を公表するとともに、前項にいう疑義がない場合には、それを内規第34条に定める収支の報告に供することができる。

⑤予算において、残余额があった場合には、第2条第3項にいう財源に返納するものとする。

第9条（監査委員会） 前条第3項の申立てがあった場合には遅滞なく、

所長、副所長および財務局長により構成する監査委員会を開催しなければならない。

②前項にいう構成員の協議により、当該帳簿が不当であると判断された場合には、総会所定の手続きによる決議方法により、認められる欠損額の償還請求を行うことができる。

第10条(罰条) 本規程の義務規定に反する行為を行った者に対しては、定款所定の方法による懲罰を行うことができる。

第11条(改正) 本規則の改正は、内規に定める委員会、財務局長又は総所員の4分の1の発議により、総会においてこれを決する。

附則 省略

○耐久消費財における分割負担に関する規則

[平成21年11月28日施行]

第1条(目的) 本規則は、長期間の用に供する耐久消費財の購入につき、世代間の公平な分担により当該支出の負担がなされることを目的とする。

第2条(定義) 本規則にいう耐久消費財とは、名古屋大学学生法律相談所の活動につき5年以上の用に供することが予定されるもので、その取得価額が3万円を超えるものをいう。

第3条(運用) 耐久消費財の購入が行われた場合には、その支出金額につき5年を超えない会計年度において分割して計上(以下、分割計上)することができ、その各年度の金額の設定は、購入が行われて初めての総会において行う。

②前項にいう分割計上を行う場合、その初会計年度の支出の計上は3万円を下回ってはならない。

③第1項にいう分割計上を行う場合、各年度の計上金額は次会計年度の計上金額を超えて設定することはできない。

第4条(改正) 本規則の改正は、内規に定める委員会、財務局長又は総所員の4分の1の発議により、総会においてこれを決する。